

島根県報

第一、三九八号

平成十四年八月三十日

(金曜日)

教委告示
博物館に相当する施設の指定

教委公告
平成十五年度島根県立盲学校理療科教員採用候補者選
考試験の実施

公示送達(二件)

一二

目 次

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更(五件)

字の区域の変更

字の区域の廃止

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定

換地処分

土地改良法の規定に基づく工事完了の届出

県営土地改良事業の工事の完了

保安林の指定の解除

電線共同溝を整備すべき道路の指定

同一敷地内にあるものとみなされる建築物以外の建築物に係る認定

公 告

(農村整備課)	七	(高齢者福祉課)	七	(地方方課)	一
(道路整備課)	七	(森林整備課)	七	(建築住宅課)	八
(建築住宅課)	八	(森林整備課)	八	(都市計画課)	九
(薬事衛生課)	九	(高齢者福祉課)	九	(都市計画課)	一〇
平成十四年度毒物劇物取扱者試験の合格者		特定非営利活動法人の定款の変更の申請に係る書類の縦覧		平成十四年度毒物劇物取扱者試験の合格者	

開発行為に関する工事の完了

島根県告示第七百七十七号

(ただし、右地番は、平成十四年四月十六日現在のものである。)

新たに土地が生じた場所	島根県知事 澄田信義
八束郡美保関町大字福浦一五一四番地の地先 及び県道境美保関線敷地地先公有水面埋立地	一、一一〇・七一平 方メートル 大字福浦 編入先の字

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、西郷町長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十四年八月三十日

告 示

平成十四年八月三十日

一一

一一

一一

する。

平成十四年八月三十日

島根県知事 澄田信義

新たに土地が生じた場所	面積	編入先の字
隱岐郡西郷町大字東町字金峯山一番二十三地 先の公有水面埋立地	二〇一・九〇平方メートル	大字東町字金峯山

(ただし、右地番は、平成十年七月二十四日現在のものである。)

島根県報

島根県告示第七百七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第一百六十条第一項の規定により、西郷町長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十四年八月三十日

島根県知事 澄田信義

新たに土地が生じた場所	面積	編入先の字
隱岐郡西郷町大字西村字風浦一千百三十七番 地先の公有水面埋立地	六五四・二〇平方メートル	大字西村字風浦

(ただし、右地番は、平成十四年一月一日現在のものである。)

平成十四年八月三十日

島根県知事 澄田信義

新たに土地が生じた場所	面積	編入先の字
隱岐郡西郷町大字飯田字矢谷五番地一及び県道に接する地先公有水面埋立地	二六一・五一平方メートル	大字飯田字矢谷

(ただし、右地番は、平成十四年五月一日現在のものである。)

島根県告示第七百八十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第一百六十条第一項の規定により、西郷町長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十四年八月三十日

島根県知事 澄田信義

新たに土地が生じた場所	面積	編入先の字
隱岐郡西郷町大字飯田字矢谷五番地一及び県道に接する地先公有水面埋立地	二六一・五一平方メートル	大字飯田字矢谷

(ただし、右地番は、平成十四年五月一日現在のものである。)

平成十四年八月三十日

島根県知事 澄田信義

新たに土地が生じた場所	面積	編入先の字
隱岐郡西郷町大字飯田字原二十二番地一、二十五番地一、二十五番地二、二十五番地三、二十九番地及び三十三番地二の地先公有水面埋立地	六五四・二〇平方メートル	大字飯田字原

(ただし、右地番は、平成十年七月二十四日現在のものである。)

島根県告示第七百七十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第一百六十条第一項の規定により、西郷町長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十四年八月三十日

島根県知事 澄田信義

新たに土地が生じた場所	面積	編入先の字
隱岐郡西郷町大字飯田字矢谷五番地一及び県道に接する地先公有水面埋立地	二六一・五一平方メートル	大字飯田字矢谷

(ただし、右地番は、平成十年七月二十四日現在のものである。)

島根県告示第七百八十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、津和野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十九号）の規定によります。

(十五号) 第五十四条第四項の規定による名賀地区団体営基盤整備促進事業の換地処分の告示のあった日の翌日から生ずる。

平成十四年八月三十日

島根県知事 澄田信義

(ただし、右地番は平成十四年三月二十日現在のものである。)

四 鹿足郡津和野町大字名賀字家の前に編入する区域

一 鹿足郡津和野町大字名賀字竹ヶ鼻に編入する区域

名賀	竹ヶ鼻道下	一二三八四の一	地	番
----	-------	---------	---	---

(ただし、右地番は平成十四年三月二十日現在のものである。)

二 鹿足郡津和野町大字名賀字向堀に編入する区域

名賀	向	ヒ	堀	地	番
	八八一の一、八八一の三、二〇九七、二〇九八の一、二〇				
	九八の二、二二〇〇の一、二二〇〇の二				

(ただし、右地番は平成十四年三月二十日現在のものである。)

三 鹿足郡津和野町大字名賀字上原に編入する区域

及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の全部

(ただし、右地番は平成十四年三月二十日現在のものである。)

五 鹿足郡津和野町大字名賀字山崎に編入する区域

名賀	宮	ノ	向	九三八	地	番
	家	ノ	脇	九三九、九三九の一		
	家	ノ	脇	九三九、九三九の一		

(ただし、右地番は平成十四年三月二十日現在のものである。)

六 鹿足郡津和野町大字名賀字宮ノ向に編入する区域

及びこれらの区域に隣接する道路・水路である国有地の全部

名賀	片	山	地	番
	八八九の一、九〇八の一			
	九〇六の一、九〇六の二、九〇七			
	九〇九の一、九〇九の二、九〇九の五			
計り	神田	九一一の一		
	九一三の四			
計り	岩田	九一一の一		
	二一一〇、二一一一			

及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の全部

(ただし、右地番は平成十四年三月二十日現在のものである。)

名賀	家	ノ	脇	九三九の二	地	番
	小太郎屋敷	杉	元	九四〇の一部		
	小太郎屋敷	杉	元	九四一、九四五の一から九四五の三まで		
	家ノ後	家ノ後	九四二の一部			
堂ノ前	家ノ前	山中河内	九四六、九四八			
			九四七の一			
			九五六、九七六の一、九七六の内一、九七六の三			

及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の全部

七 鹿足郡津和野町大字名賀字線路沖に編入する区域

大字	地番
名賀	家ノ上
家ノ前田	一〇一二の一、一〇一二の三
瀬	一〇一三
家ノ前田	一〇一四の一
瀬	一〇一六、一〇一一の一
家ノ前	一〇一七
工屋	一〇一八
家ノ下	一〇一三
脇	一〇一三の一

(ただし、右地番は平成十四年三月二十日現在のものである。)

八 鹿足郡津和野町大字名賀字川向に編入する区域

大字	地番
名賀	椿元
ホタ田	一〇二八の一、一〇三一の一、一〇三三、一〇三五の二、 二二六一
広田	一〇三三一
及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部	

(ただし、右地番は平成十四年三月二十日現在のものである。)

九 鹿足郡津和野町大字名賀字家の下に編入する区域

大字	地番
名賀	堀田
家ノ前	一〇八七の一
一〇九〇の一	

(ただし、右地番は平成十四年三月二十日現在のものである。)

十 鹿足郡津和野町大字名賀字小田に編入する区域

十一 鹿足郡津和野町大字名賀字峠河内に編入する区域

大字	地番
名賀	段々口
カタギヤブ	一一三八
樺ケ藪	一一四六、一一四七
カタギヤブ	一一四九
	二三二〇四

(ただし、右地番は平成十四年三月二十日現在のものである。)

十一 鹿足郡津和野町大字名賀字峠河内に編入する区域

大字	地番
名賀	家ノ前
小丸子	一一六九、一一九二、一一九三、一二二一五
赤尾尻	一一八六、一二三二五
溢	一一八七
醴	一一九四
小田	一一九五、一一九五の二、一一九五の三
部屋向	一一九八の一
長下場	一一九九から一一〇一まで、一一〇一の一
四通	一一〇二の一、一一〇四、一一〇四の一、一一〇四の二、 一一〇六の一から一一〇六の三まで、一二二一八
道下タ	二二二一四
新屋ノ先	二二二一〇
チヨウゲバ	二二二六、二二二七

(ただし、右地番は平成十四年三月二十日現在のものである。)

十一 鹿足郡津和野町大字名賀字魚切に編入する区域

大字	字	地番
名賀	魚切	一二〇七の一、一二〇八の二、一二〇九の一
砂田	下	一二一〇
		一一一〇

(ただし、右地番は平成十四年三月二十日現在のものである。)

十三 鹿足郡津和野町大字名賀字田床に編入する区域

（ただし、右地番は平成十四年三月二十日現在のものである。）

(ただし、右地番は平成十四年三月二十日現在のものである。)

十四 鹿足郡津和野町大字高峯字神田に編入する区域

大字	字	地番
高峯	宮之前	七八二の一、七八三の一
及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	家之前道上工	七八六の一

(ただし、右地番は平成十四年三月二十日現在のものであ

十五 鹿足郡津和野町大字高峯字鈴の口に編入する区域

及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の全立

十七 鹿足郡津和野町大字高峯字河内前に編入する区域

(ただし、右地番は平成十四年三月二十日現在のものである。)

千 焼 尻	松 ノ 木	山 下 タ	山 下 泓	八七六
三四四一	八九〇の一部	八八九の一部		

(ただし、右地番は平成十四年三月二十日現在のものである。)
十七 鹿足郡津和野町大字高峯字河内前に編入する区域

及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の全部	高峯		大字
	下河原	字	地番
鈴之口道下	鈴之口	八一二	
	大津前田	八一三	
	大津道下	八五一の一部、八五二の内一	
	八五六の一部	八五三の一部、八五四の一部、八五五の一部	

			高 峯	大 字
角 之 町	松 ノ 木	山 下 タ	家 之 前	字
八九二の二	八九〇の一部	八八九の一 部	八七五の一 の一部	地
及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部				番

(ただし、右地番は平成十四年三月二十日現在のものである。)
十六 鹿足郡津和野町大字高峯字河原に編入する区域

(ただし、右地番は平成十四年三月二十日現在のものである。)

高峯	大字	字	地番
森ヶ原	宮之原	九〇三の一	
森之前道端	通り	九〇五の一、九〇五の二	
宮之前道端	通り	九〇六	
木戸	木戸	九〇七	
久保田	久保田	九〇八の一	
家之前	家之前	九一〇、九一一の一、九三九の一の一部	
家之前	家之前	九三〇の三の一部、九三〇の五	
字	地番	及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の全部	(ただし、右地番は平成十四年三月二十日現在のものである。)
地	番	十九 鹿足郡津和野町大字高峯字寺ヶ沖に編入する区域	
高峯	大字	字	
ハサ繩手	家之前	九三〇の三の一部	
ハサ繩手	家之前	九三九の一の一部	
久保田	久保田	九三八の一	
久保田	久保田	九四一	
五百田	五百田	九四二、九四三の一の一部、二四五六	
寺之下	寺之下	九四五の一	
寺之下	寺之下	九四五の二、九四五の三	
寺之沖	寺之沖	九四六の一	
寺之一	寺之一	九四九の一の一部	
畠ケナリ	九五一の一部	九五〇の一	
ウコキ	ドヲ妙	九五〇の二	
ウコキ	ドヲ妙	九五〇の二	
及びこれらの区域に隣接する道路・水路である国有地の全部			

二十 鹿足郡津和野町大字高峯字櫟之詰に編入する区域

高峯	大字	字	地番
ウコキ	ドヲ妙	九四九の一の一部	
ウコキ	ドヲ妙	九五〇の一	
烟ケナリ	岸之下	九五一	
烟ケナリ	岸之下	九五二	
柏木ノ木	柏木ノ木	九五三の一	
竹鼻	竹鼻	九五六	
河原	河原	九五七	
及びこれらの区域に隣接する道路・水路である国有地の全部			(ただし、右地番は平成十四年三月二十日現在のものである。)
地	番	二十二 鹿足郡津和野町大字高峯字兔淵に編入する区域	
高峯	大字	字	
新田	字	地	
竹添	新田	一一〇一の一、一一〇一の二	
サナロ	新田	一一〇二の一	
及びこれらの区域に隣接する道路・水路である国有地の全部			(ただし、右地番は平成十四年三月二十日現在のものである。)
地	番	二十二 鹿足郡津和野町大字高峯字兔淵に編入する区域	
田之上工	田之上工	一一八の一	
滝之前	滝之前	一一〇四の一、一一〇四の二	
及びこれらの区域に隣接する道路・水路である国有地の全部			(ただし、右地番は平成十四年三月二十日現在のものである。)

ジノウ原	一一〇の一、一一一の一、一一二の一
治右エ門	一一四の一
五郎太	一一五の一、一一五の三
久保田	一二六の一、一二六の二
川尻	一二八の一、一二九の一
チノウ尻	二四八二の一

及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の全部
(ただし、右地番は平成十四年三月二十日現在のものである。)

島根県告示第七百八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、日原町長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年八月三十日

島根県知事 澄田信義

鹿足郡日原町大字滝元の字を廃止する区域

大字	廢止する字
滝元	大字滝元の区域内のすべての字

島根県告示第七百八十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十四年八月三十日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第七百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十四年八月十九日付けで県営土地改良事業に係る竹崎本郷地区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十四年八月三十日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第七百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第一項の規定により告示する。

平成十四年八月三十日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	完了年月日
江津市土地改良区 改良事業	松川町長良地区農道舗装事業（非補助土地）	平成十四年六月二十八日

島根県告示第七百八十六号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第

百九十五号) 第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十四年八月三十日

島根県知事 澄田信義

平成十四年八月三十日

島根県知事 澄田信義

事業名	完了年月日
谷川地区用排水施設事業(ため池等整備事業)	平成十年十月二十三日
浜地区用排水施設事業(ため池等整備事業)	平成十一年十月十三日
大平田地区用排水施設事業(ため池等整備事業)	平成十二年七月二十一日
沢地区用排水施設事業(ため池等整備事業)	平成十三年三月二十六日

一 解除に係る保安林の所在場所 浜田市上府町イ二二一五の四
二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
三 解除の理由 指定理由の消滅

事業名	完了年月日
島根県告示第七百八十七号	平成十四年八月三十日

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十二条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

島根県告示第七百八十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定に基づき、次とおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年八月三十日

島根県知事 澄田信義

県道	道路の種類	路線名	区間	上り線又は下り線の別	指定年月日
益田澄川線	益田市有田町口二二三〇番二地先から同町四九八番一地先まで	益田市有田町三七三番四地先から同町口二二三八番二地先まで	上り線	平成十四年八月三十日	
	下り線	"			

をしたので、同条第二項の規定により告示する。

その関係図書は大田土木建築事務所及び仁摩町役場に備えて一般の縦覧に供する。

平成十四年八月三十日

島根県告示第七百八十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定により、次とおり同一敷地内にあるものとみなされる建築物以外の建築物の位置及び構造に係る認定

一 対象区域

島根県知事 澄田信義

島根県報

邇摩郡仁摩町大字仁万町字野浦浜壹四〇八番壹、同 壱参九九番四、
邇摩郡仁摩町大字仁万町字壹里塚壹四参〇番壹五、同 壱四参〇番壹八
認定の年月日及び番号

平成十四年八月二十一日第一号

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定に基づき定款の変更の認証申請があつたので、同条第五項において準用する第十条第二項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年八月三十日

島根県知事 澄田信義

- 一 申請のあつた年月日
平成十四年八月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 穂なみネット二十一
- 三 代表者の氏名
渡部直樹
- 四 主たる事務所の所在地
島根県大原郡大東町大字大東一一八一番地七
- 五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者が安心して過ごせる地域社会を実現するために、市民参加と中山間地域における社会資源の活用を視野に入れた地域福祉サービス活動を行い、もつて島根県の福祉及び保健の増進に寄与することを目的とする。

- 六 縦覧に供する書類
変更後の定款
- 七 縦覧期間
申請書を受理した日から二月間
- 八 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎一階）

平成十四年度毒物劇物取扱者試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。
平成十四年八月三十日

島根県知事 澄田信義

- 一 一般毒物劇物取扱者試験合格者
○〇一 〇〇一 〇〇三 〇〇五 ○一三 ○一四 ○一五 ○一八
- 二 農業用品目毒物劇物取扱者試験合格者
○一二 ○二六 ○二七 ○二八 ○二九 ○三〇 ○三一 ○三三 ○三三
○三五 ○三六 ○三七 ○三八 ○三九 ○四〇 ○四一 ○四二 ○四四
○四五 ○四六 ○五一 ○六〇 ○六一 ○六二 ○六四 ○六七 ○六九
○七二 ○七三 ○七五 ○七六 ○七七 ○七九 ○八〇 ○八一 ○八三
○八四 ○八五 ○八六 ○八七 ○八八 ○九〇 ○九一 ○九五 ○九六
○九八 ○九九 一〇〇 一〇一 一〇三 一〇四 一〇六 一〇八 一〇九
一二二 一二三 一二四 一二五 一二七 一一八 一二〇 一二四 一二六
一二八 一二九 一二三 一二三 一二九

- 三 特定品目毒物劇物取扱者試験合格者
○〇六 一四五 一四七 一五〇

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に島根県に意見書を提出することができる。

平成十四年八月三十日

島根県知事 澄田信義

平成14年8月30日

<p>一 都市計画の種類</p> <p>松江圏都市計画道路</p> <p>東津田連絡線、東津田下東川津線、米子松江線、出雲郷松江線、国道9号線、北循環線、菅田美保関線、北公園西尾線</p> <p>二 都市計画を変更する土地の区域</p> <p>松江市東津田町、西尾町、上東川津町、下東川津町、竹矢町、矢田町、上乃木八丁目地内</p> <p>三 縦覧場所</p> <p>島根県土木部都市計画課、松江土木建築事務所及び松江市役所</p> <p>四 縦覧期間</p> <p>（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）の規定する休日は除く。）</p> <p>平成十四年八月三十日から同年九月三十日まで</p> <p>縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで</p> <p>五 意見書の提出期間及び提出場所</p> <p>提出期間 平成十四年八月三十日から同年十月十五日まで</p> <p>提出場所 縦覧場所と同じ</p> <p>六 意見書の提出期間及び提出場所</p> <p>提出期間 平成十四年八月三十日から同年十月十五日まで</p> <p>提出場所 縦覧場所と同じ</p>	<p>島根県</p> <p>二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模</p> <p>名称 東津田連絡線、東津田下東川津線</p> <p>種類 一般国道（改築）</p> <p>規模 延長 約五・一キロメートル</p> <p>三 都市計画対象事業が実施されるべき区域</p> <p>起点 島根県松江市東津田町</p> <p>終点 島根県松江市下東川津町</p> <p>通過市 松江市</p> <p>四 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲</p> <p>縦覧場所 島根県土木部都市計画課、松江土木建築事務所及び松江市役所</p> <p>縦覧期間 平成十四年八月三十日から同年九月三十日まで</p> <p>（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）の規定する休日は除く。）</p> <p>縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで</p> <p>五 準備書の縦覧の場所、期間及び時間</p> <p>縦覧場所 島根県土木部都市計画課、松江土木建築事務所及び松江市役所</p> <p>縦覧期間 平成十四年八月三十日から同年九月三十日まで</p> <p>（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）の規定する休日は除く。）</p> <p>縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで</p> <p>六 意見書の提出期間及び提出場所</p> <p>提出期間 平成十四年八月三十日から同年十月十五日まで</p> <p>提出場所 縦覧場所と同じ</p>
<p>島根県環境影響評価条例（平成十一年島根県条例第三十四号）第三十五条の規定により読み替えて適用される同条例第十三条第一項の規定により、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、同条例第三十五条の規定により読み替えて適用される同条例第十五条の規定により次のとおり公告し、当該準備書及びこれを要約した書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、当該準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、島根県に意見書を提出することができる。</p> <p>平成十四年八月三十日</p> <p>島根県知事 澄田信義</p> <p>一 都市計画決定権者の名称</p>	<p>島根県環境影響評価条例（平成十一年島根県条例第三十四号）第三十五条の規定により読み替えて適用される同条例第十六条第一項の規定により、環境影響評価準備書に係る説明会を開催するので、同条例第三十五条の規定により読み替えて適用される同条例第十六条第三項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>平成十四年八月三十日</p> <p>島根県知事 澄田信義</p> <p>一 都市計画決定権者の名称</p>
<p>島根県環境影響評価条例（平成十一年島根県条例第三十四号）第三十五条の規定により読み替えて適用される同条例第十六条第一項の規定により、環境影響評価準備書に係る説明会を開催するので、同条例第三十五条の規定により読み替えて適用される同条例第十六条第三項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>平成十四年八月三十日</p> <p>島根県知事 澄田信義</p> <p>一 都市計画決定権者の名称</p>	<p>島根県環境影響評価条例（平成十一年島根県条例第三十四号）第三十五条の規定により読み替えて適用される同条例第十六条第一項の規定により、環境影響評価準備書に係る説明会を開催するので、同条例第三十五条の規定により読み替えて適用される同条例第十六条第三項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>平成十四年八月三十日</p> <p>島根県知事 澄田信義</p> <p>一 都市計画決定権者の名称</p>

二 島根県
 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 名称 東津田連絡線、東津田下東川津線
 種類 一般国道（改築）

規模 延長 約五・一キロメートル

三 都市計画対象事業の実施区域
 起点 島根県松江市東津田町

終点 島根県松江市下東川津町

通過市 松江市

四 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

松江市

五 説明会開催日時及び場所

第一回 九月六日 午後七時から 川津公民館

第二回 九月七日 午前十時から 県松江合庁2F講堂

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年八月三十日

島根県知事 澄田信義

教育委員会公告

平成十五年度島根県立盲学校理療科教員採用候補者選考試験を次のとおり実施する。
 平成十四年八月三十日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

一 目的

この選考試験は、島根県立盲学校理療科教員の採用候補者を選考するために行います。

二 受験資格

- (一) 地方公務員法第十六条及び学校教育法第九条の欠格事由に該当しない者
- (二) 昭和三十三年四月一日以降の出生者
- (三) 盲学校特殊教科教諭免許状（理療）所有者（平成十五年三月三十一日までに取得見込みの者も含む）

【備考】 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。

二 面積 一、五九六・一九平方メートル
 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 八束郡玉湯町大字湯町一九八三番地
 渡部 吉郎

教育委員会告示

島根県教育委員会告示第三号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条に規定する、博物館に相当する施設として平成十四年八月三十日次のとおり指定した。

平成十四年八月三十日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

施設名	所在地	設置者
島根県立宍道湖自然館	平田市園町字沖の島一六五九番地五	島根県

- (一) 開発区域
 安来市安来町字城ヶ谷六七五番一
 面積 一、六二九・〇五平方メートル
 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 安来市安来町四七七番地
 野坂 明雄
- (二) 開発区域
 八束郡玉湯町大字湯町一八三七番地外一筆

三 採用予定者数

一名程度

四 出願手続

(一) 出願に必要な書類は、島根県教育厅高校教育課で交付します。

【提出書類】

○願書、健康診断書（本県所定の用紙）

○所有教員免許状の写し（平成十五年三月卒業予定者はその在学先の発行する免許状取得見込証明書）

○卒業証明書（または、卒業見込証明書）

○最終学校の学業成績証明書（厳封したもの）

○連絡用封筒二通（角形二号の封筒に三百三十円分の切手を貼付して、郵便番号、住所、氏名〔様〕をつける）を明記してください。）

(二) 書類等の受付

平成十四年九月二日（月）から九月十八日（水）まで（必着）

（郵送の場合は書留とし、九月十七日（火）消印有効とします。持参の場合の受付時間は、月～金の午前九時から午後五時とします。郵送、持参いずれの場合も、封筒の表に「理療科教員選考試験願書在中」と朱書してください）

(三) 車椅子の使用や、点字による受験等を希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。後日、担当者が連絡します。

(四) 書類等の提出先

〒六九〇一八五〇一 松江市殿町一番地 島根県教育厅高校教育課

五 選考試験

(一) 日時 平成十四年十月九日（水）午前九時

(二) 場所 松江市殿町一番地 島根県教育厅 教育委員室

(三) 内容

試験	時間
受付・説明	午前九時～午前九時十分
小論文	午前九時十分～午前十時

専門教養・専門実技	午前十時十分～午前十一時二十分
面接	午前十一時三十分

六 採用候補者名簿登載等

(一) 名簿登載の結果については、平成十四年十月二十五日（金）に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に通知します。

(二) 名簿の登載有効期間は、登載された日から平成十六年四月一日までとします。

(三) 資格要件を失った場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合には、名簿の登載を取消します。

(四) 名簿に登載されなかつた者のうち、選考結果の情報提供を希望者について行います。希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。提供する情報は総合評価による区分とします。

七 問い合わせ先

〒六九〇一八五〇一 松江市殿町一番地

島根県教育厅高校教育課企画人事班（電話〇八五二一一一五四一一又は、六三〇八）

收用委員会告示

島根県收用委員会告示第十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により送達すべき書類は、次のとおり島根県收用委員会事務局（島根県土木部用地対策課内）において保管しているので、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第二項の規定により通知する。

平成十四年八月三十日

島根県收用委員会会長 松原三朗

一 送達すべき書類

平成十四年八月二十二日付け裁決書（権利取得裁決及び明渡裁決）

二 送達を受けるべき者の氏名及び住所

島根県江津市波子町口二八七番五並びに同県同市敬川町七〇三番一及び二一二一一番四

の土地の抵当権設定仮登記権利者は次のとおりである。

氏名	住所
島鉉 (通称名・木村茂)	住所不明 ただし、住民票の住所 大阪府堺市南島町二丁五九番地の三 ラクール堺三〇一

三 書類の受領等

出頭のうえ、送達すべき書類の交付を受けること。

受領しないときは、平成十四年九月十三日をもって送達があつたものとみなされる。

島根県収用委員会告示第十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により送達すべき書類は、次のとおり島根県収用委員会事務局（島根県土木部用地対策課内）において保管しているので、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第二項の規定により通知する。

平成十四年八月三十日

島根県収用委員会会長 松原三朗

一 送達すべき書類

平成十四年八月二十二日付け裁決書（権利取得裁決及び明渡裁決）

二 送達を受けるべき者の氏名及び住所

土地の所在 島根県浜田市

所在地 在地番 上府町 所在地

イ二〇〇一番七七

不明 ただし、
土地登記名義人（亡）佐々木友一相続人

後野町	後野町	後野町	上府町	所在地 在地番 上府町 所在地
二二七一番一三	二二七一番三	二二七一番二	イ二〇〇一番七七	不明 ただし、 土地登記名義人（亡）佐々木友一相続人
同右欄	同右欄	同右欄		

三 書類の受領等

出頭のうえ、送達すべき書類の交付を受けること。

受領しないときは、平成十四年九月十三日をもって送達があつたものとみなされる。

後野町	二二七一番一四	同右欄
-----	---------	-----

平成14年8月30日

島根県報

第1,398号 (14)

平成十四年八月三十日印刷

毎週火・金曜日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月
金一千四百二十円

(送料共)